

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合人事行政の運営等の 状況の公表について

会津若松地方広域市町村圏整備組合では、平成16年6月の地方公務員法の改正を受けて、平成18年8月に「会津若松地方広域市町村圏整備組合の人事行政の運営等の公表に関する条例」を制定しました。

人事行政の運営については、これまでも職員の給与や職員数の状況等を公表してきたところですが、同条例では、その公正性や透明性をさらに高めることを趣旨として、職員の任用、給与等の状況をはじめ、人事行政全般についてお知らせすることとしています。

このたび、同条例第4条の規定に基づき、平成17年度の人事行政の運営の状況をとりとめましたので、次のとおり公表します。

平成18年11月30日

- [1 職員の任免及び職員数に関する状況](#)
- [2 職員の給与の状況](#)
- [3 職員の勤務時間その他の勤務状況の状況](#)
- [4 職員の分限及び懲戒処分の状況](#)
- [5 職員のサービスの状況](#)
- [6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況](#)
- [7 職員の福祉及び利益の保護の状況](#)
- [8 職員の競争試験及び選考の状況](#)
- [9 勤務条件に関する措置の要求の状況](#)
- [10 不利益処分に関する不服申立ての状況](#)
- [11 その他](#)

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員数の状況と主な増減理由

区 分	職員数		対前年度増減数	主な増減理由
	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月		
事務局	12 人	12 人	0 人	
消防本部	271 人	272 人	1 人	退職者補充
合 計	283 人	284 人	1 人	退職者補充

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

### (2) 職員の採用及び退職の状況

平成 17 年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	その他	合 計
一般行政職	3	0	1	3	4
消防職	4	2	5	2	9
合 計	7	2	6	5	13

(注) 一般行政職の採用・退職のうち3名分は構成市町村からの派遣交流によるものです。

### (3) 部門別職員数の状況

(単位:人)

部 門		平成 17 年度	平成 18 年度	対前年増減数	主な増減理由
一 般	議会	0	0	0	
	総務	8	8	0	
	税務	0	0	0	
	労働	0	0	0	
	農水	0	0	0	
	商工	0	0	0	
	土木	0	0	0	
福 祉	民生	4	4	0	
	衛生	0	0	0	
特 別 行 政	教育	0	0	0	
	消防	271	272	1	退職者補充
その他		0	0	0	
合 計		283	284	1	退職者補充

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### 職員給与費の状況(一般会計決算)

	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 279	千円 1,140,334	千円 304,420	千円 499,345	千円 1,944,099	千円 6,968

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。

### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

	一般行政職	消防職
平均年齢	歳 月 42 7	歳 月 44 7
平均給料月額	円 324,421	円 332,739
平均給与月額	円 379,017	円 401,559

- (注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

#### ② 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

		初 任 給
一般行政職	大学卒	166,796 円(給料カット前 170,200 円)
	高校卒	135,632 円(給料カット前 138,400 円)
消防職	大学卒	173,264 円(給料カット前 176,800 円)
	高校卒	139,944 円(給料カット前 142,800 円)

#### ③ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
消防職	大学卒	240,948 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	225,493 円	269,040 円	335,160 円

※平成16年1月から職員の職務に応じ給料月額を2~8%減額しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・定型的な業務を行う主事の職務	3人	25.00%
2 級	・高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	2人	16.67%
3 級	・係長、主査又はこれに相当する職務	1人	8.33%
4 級	・主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務 ・困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務	2人	16.67%
5 級	・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務 ・特に困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務	2人	16.67%
6 級	・副参事又は次長の職務若しくはこれらに相当する職務	1人	8.33%
7 級	・事務局長の職務又はこれに相当する職務 ・重要な業務を処理する副参事又は次長の職務若しくはこれらに相当する職務	0人	0.00%
8 級	・重要な業務を処理する事務局長の職務又はこれに相当する職務	1人	8.33%
計		12人	100.00%

② 一般行政職の特別昇給の状況

	17年度	16年度
職員数 A	13人	13人
実施職員数 B	1人	0人
比率 B/A	7.69%	0.00%

③ 消防職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・消防副士長又は消防士の職務 ・定型的な業務を行う係員の職務	27人	9.9%
2 級	・消防士長、消防副士長又は消防士の職務 ・高度な知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	45人	16.5%
3 級	・消防司令補及び消防士長の職務 ・副主幹、主任及び主査若しくはこれらに相当する職務	43人	15.8%
4 級	・消防司令及び消防司令補の職務 ・主幹、主任主査、副主幹及び主任の職務若しくはこれらに相当する職務 ・困難な業務を処理する副主幹、主任若しくはこれらに相当する職務	32人	11.8%
5 級	・消防司令の職務 ・困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務 ・特に困難な業務を処理する副主幹、主任若しくはこれらに相当する職務	96人	35.3%

6 級	・消防監又は消防司令長の職務 ・副参事又は総務主幹の職務若しくはこれらに相当する職務	27 人	9.9 %
7 級	・消防正監及び消防監の職務 ・重要な業務を処理する副参事の職務又はこれに相当する職務	1 人	0.4 %
8 級	・消防正監の職務	1 人	0.4 %
計		272 人	100.00 %

#### ④ 消防職の特別昇給の状況

	17年度	16年度
職員数 A	271 人	272 人
実施職員数 B	73 人	26 人
比率 B/A	26.9 %	9.6 %

#### (4) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

会津若松地方広域市町村圏整備組合	(参考)	国
1人当たり平均支給額(17年度一般会計) 1,790 千円		
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算 10~25%

##### ② 退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

会津若松地方広域市町村圏整備組合	(参考)	国
1人当たり平均支給額(17年度) 自己都合 365 千円 勸奨・定年 26,198 千円		
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 消防加算 消防士から消防司令補期間加算	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

③ 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績(17年度一般会計決算)		5,447 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)		25 千円	
職員全体の占める手当支給職員の割合(17年度)		78 %	
手当の種類(手当数)		1 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
消防業務 職員手当	潜水業務に従事 する職員	潜水具を着装して潜水業務に 従事した場合(訓練を含む)	1 当務 500 円
	救急業務に従事 する職員	業務に従事した場合	1回 200 円
	通信勤務に従事 する職員	消防本部通信指令センターの 深夜勤務に従事した場合	1 当務 200 円
	高所作業に従事 する職員	地上又は水面 10メートル以上 の高所作業に従事した場合	1 当務 300 円

④ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務した時に支給されます。

支給実績(17年度一般会計決算)	33,938 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	137 千円
支給実績(16年度一般会計決算)	46,285 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	187 千円

⑤ その他の手当

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度と の同異	国との制度と異なる内容	支給実績(17年度一 般会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当		①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000 円</li> <li>・2人まで(配偶者扶養)6,000 円</li> <li>・1人(配偶者非扶養)6,500 円</li> <li>・1人(配偶者なし)11,000 円</li> <li>・その他 5,000 円</li> <li>・特定期間加算 5,000 円</li> </ul>	
	同		50,245 千円	177,545 円
住居手当		①自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り 受け、月額9,500円を超える家賃(使用料 を含む)を支払っている場合 ②その所有に係る住宅に居住している職員 で世帯主の場合	<b>【借家】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 20,500 円以下の家賃…家賃 月額-9,500 円</li> <li>・月額 20,500 円を超える家賃(支給 限度額 27,000 円)…11,000 円+(家 賃月額-20,500 円)×1/2</li> </ul> <b>【借家】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築又は購入 5年間まで 3,500 円</li> <li>・新築又は購入 6年目以降 2,500 円</li> </ul>	
	異	月額 12,000 円を超える家賃 を支払っている職員に支給	16,602 千円	90,226 円

通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道 2Km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道 2Km以上であること		①運賃相当額が 51,000 円以下については運賃相当額 ②距離区分に応じて支給	
	異	運賃等相当額が 55,000 円を超える場合、超える額の 1/2 を加算	36,459 千円	139,688 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむをえない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活すること常況とし、距離制限(60Km)を満たす職員に支給		基本額 23,000 円、距離に応じた加算額 6,000 円～45,000 円	
	同		115 千円	115 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長、消防長等…給料月額の 18/100</li> <li>・消防本部次長等…給料月額の 15/100</li> <li>・事務局次長、消防本部グループリーダー、消防署長…給料月額の 13/100</li> <li>・副署長、総務主幹…給料月額の 11/100</li> <li>・分署長、出張所長…給料月額の 9/100</li> </ul>	
	異	官職を 1 種から 5 種に区分し、それぞれの率が定められている	22,747 千円	649,911 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当たりの給料額の 135/100 の額	
	同		92,865 千円	431,930 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当たりの給料額の 25/100 の額	
	同		21,518 千円	100,551 千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給		勤務 1 回につき 4,200 円	
	異	特別の宿日直手当を支給	— 千円	— 千円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員について、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、祝祭日及び年末年始等の休日において、勤務した場合に支給		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長、消防長…10,000 円</li> <li>・消防本部次長等…8,000 円</li> <li>・事務局次長、消防本部グループリーダー、消防署長…6,000 円</li> <li>・総務主幹、分署長、出張所長等…4,000 円</li> <li>・勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合は 150/100 を乗じて得た額</li> </ul>	
	異	官職の区分に応じて 4,000 円～18,000 円	324 千円	32,400 千円
寒冷地手当	基準日(毎年 11 月～翌年 3 月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給		基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
	同		24,161 千円	85,375 円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め、受けたときは、当該職員に対して手当を支給		公用施設等を利用 1 日 3,970 円 その他の施設 滞在する期間により 1 日につき 5,140 円～6,620 円	
	同		— 千円	— 千円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		年 額
報 酬	議 長	92,000 円
	副議長	88,000 円
	議 員	82,000 円



### 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間の状況(平成18年4月1日現在)

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間(午前8時30分～午後5時15分)、1週間について40時間です。(再任用短時間勤務職員は1週間当たり32時間を超えない範囲内です。)

また、交替勤務職員(消防職員で隔日勤務の職員)など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

#### (2) 職員年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年度ごとに20日付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年度に繰り越すことができることになっています。

平成17年度の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

	1人当たり平均使用日数
事務局	13.0 日
消防本部	14.0 日

※ 消防本部欄は、本部勤務職員のうち、月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分～午後5時15分の時間帯に勤務が割り振られている職員を対象としています。

#### (3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

平成18年4月1日現在、規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付 与 日 数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 生理休暇	その都度2日以内
5 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
6 夏季休暇	3日以内
7 ボランティア休暇	5日以内
8 結婚休暇	7日以内
9 父母、配偶者及び子の祭日のための休暇	その都度1日以内
10 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇	必要と認められる期間
11 選挙権その他公民としての権利行使のための休暇	必要と認められる期間
12 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間

13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
14 風水震火災その他非常災害による交通遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
15 風水震火災その他天災地変等による職員の住居滅失又は破壊を事由とする休暇	必要と認められる期間
16 交通機関の事故等不可抗力の原因を事由とする休暇	必要と認められる期間
17 風水震火災その他の災害による職員の退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められることを事由とする休暇	必要と認められる期間
18 育児時間	1日2回各 30 分以内
19 つわり休暇	1妊娠につき 10 日以内
20 妊産婦の検診のための休暇	妊娠満 23 週までは4週間につき1日以内 ほか
21 看護休暇	3日以内

#### (4) 育児休業等の利用状況

育児休業及び部分休業は、ともに職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子を3歳に達するまで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を越えない範囲で取得することができることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

平成 17 年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	育児休業 取得者	部分休業 取得者	うち両休 業取得者	平成 17 年度中に 新たに育 児休業が 取得可能 となった 職員(育 児休業対 象者数)	うち育児 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数	うち両休 業取得者 数
男性職員	0	0	0	15	0	0	0
	0	0	0				
女性職員	1	0	0	1	1	0	0
	0	0	0				
計	1	0	0	16	1	0	0
	0	0	0				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成 17 年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成 16 年度から引き続いて育児休業を取得している者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成 17 年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)を取得した者」と「平成 16 年度中に育児休業が取得可能となったが、平成 17 年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者」の両方が含まれるので、「平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「平成 17 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

#### (5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

平成 17 年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	介護休暇取得者数
男子職員	0 人
女子職員	0 人
計	0 人

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安全性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成 17 年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第 28 条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第 28 条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (法第 28 条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第 28 条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第 28 条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第 27 条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1
法第 28 条第4項により失職した者	—	—	—	—	0

(注) 1 17 年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなして  
います。

2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

##### (2) 懲戒処分の状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成 17 年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

**懲戒処分者数**

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第 29 条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第 29 条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第 29 条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

**行為別懲戒処分者数内訳**

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	0	0	0	0	0
一般非行関係 (障害・暴行の刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第 30 条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成 17 年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取組内容	周知方法等
各任命権者	職員のサービス規律の厳正な保持について、周知したほか、飲酒運転の防止について周知を図った。	各所属における会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めた。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及増進のため、職務の階層に応じて行う階層別の研修や、専門研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成 17 年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

区分	研修名	対象者	主催者	受講者数	
集合 研修	基本	監督者研修	新任副主幹	ふくしま自治研	1
	専門 研修	政策評価講座	該当職員	ふくしま自治研	1
		福島県内広域市町村事務局職員研修	〃	南会津広域	2
		普通救命講習	全職員	組合	3
		発想力養成講座	該当職員	ふくしま自治研	1
		AED指導者養成講習	該当職員	福島県	18
		主任無線従事者講習	〃	日本無線協会	2
		危険物安全セミナー	〃	全国危険物安全協会	2
		消防実務講習会	〃	全国消防協会	2
		救急救命士技術指導者養成講習	〃	県消防学校	1
		ヘリによる救急搬送研修会	〃	防災航空センター	2
		全国消防長会東北支部消防長研修	〃	全国消防長会	1
		企業防災指導研修	〃	全国危険物安全協会	1
一般 派遣 研修	長期	救急救命士養成研修	該当職員	救急振興財団	3
		消防職員初任教育	新採消防職員	県消防学校	4
		消防大学校救急科	該当職員	消防大学校	1
	短期 派遣	消防職員特別教育はしご車運用科	該当職員	県消防学校	2
		消防職員幹部教育初級幹部科	〃	県消防学校	2
		消防職員幹部教育中級幹部科	〃	県消防学校	2
		消防職員幹部教育上級幹部科	〃	県消防学校	2
		消防職員特別教育水難救助科	〃	県消防学校	1
		消防職員専科教育特殊災害対策科	〃	県消防学校	1
		消防職員専科教育警防科	〃	県消防学校	2
	消防職員特別教育山岳救助科	〃	県消防学校	2	

	消防職員専科教育救急科	該当職員	県消防学校	6
	消防職員特別教育救急救命士卒後研修科	〃	県消防学校	2
	消防職員特別教育救急救命士養成補助教育科	〃	県消防学校	2
	消防職員専科教育火災調査科	〃	県消防学校	2
	消防職員特別教育救急救命士気管挿管講習	〃	県消防学校	3
	合 計			74

## (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 40 条第 1 項の規定に基づき、昇給等判定のための評定のほか、下記の評定を実施しています。

評定の目的	1. 管理監督者(消防監、消防司令長、消防司令)への昇任に係る勤務評定 2. 消防司令補、消防士長への昇任に係る考査試験及び勤務評定
対象職員	平成 17 年度対象者数 (消防本部の場合) 消防監昇任対象者 : 8 名(参考 昇任者 1 名) 消防司令長昇任対象者 : 38 名(参考 昇任者 5 名) 消防司令昇任対象者 : 89 名(参考 昇任者 13 名) 消防司令補昇任対象者 : 90 名(参考 昇任者 8 名) 消防士長昇任対象者 : 43 名(参考 昇任者 8 名)
評定者	(消防本部の場合) 消防長、消防本部次長、総務グループリーダー、所属長
評定結果の活用	平成 17 年 10 月 1 日付け及び平成 18 年 4 月 1 日付け人事配置の基礎資料として活用



## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生の実施状況

#### ① 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法及び会津若松地方広域市町村圏整備組合消防衛生管理規程に基づき、安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

#### ② 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成 17 年度の実施状況は、次のとおりです。

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数
定期職員健康診断	組合	271	226
胃がん検診	組合	236	168
大腸がん検診	組合	174	84

### (2) 公務災害等の状況

	16 年度末 未認定件数	17 年度中 申請件数	17 年度中認定状況				16 年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	0	5	4	0	0	4	1
通勤災害	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	5	4	0	0	4	1

### (3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

#### ① 勤務条件に関する措置要求制度

法第 46 条により、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者より適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

#### ② 不利益処分に対する不服申立て制度

法第 49 条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、公平委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成 17 年度の状況は、「9 勤務条件に関する措置の要求の状況」及び「10 不利益処分に関する不服申立ての状況」のとおりです。

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

平成 17 年度は消防職員を対象として採用試験を実施しました。実施日、実施状況等はつぎのとおりです。

#### ① 実施日

区分	試験公告日	受付期間	第 1 次試験	第 2 次試験	第 3 次試験	名簿確定日
高校卒程度	6月20日	7月19日 ～8月18日	9月18日	10月20日 11月 6日	—	11月6日

#### ② 実施状況

区分	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	最終競争倍率
高校卒程度	120 名	106 名	88.3%	19 名	13 名	8.15倍

### (2) 選考採用の状況

任命権者	採用数	備 考
管理者	3	(事務局職員)構成市町村の派遣計画による派遣受入





## 11 その他

### (1) 臨時職員の任用状況

臨時職員については、地方公務員法第 22 条第 5 項の規定に基づき、産休・育児休業、病休者等の代替、業務繁忙期の補助及び中途退職者の対応等の必要最小限の任用に努めています。

地方公務員法及び条例の規定では、臨時職員は公表の対象となる職員ではありませんが、人事行政の公平性や透明性をさらに高めるといふ制度の趣旨を踏まえ、臨時職員の任用状況についてお知らせします。

#### 臨時職員数(平成18年4月1日現在)

区 分	臨時職員	
	フルタイム勤務	短時間勤務
事務局	1人	0人
消防本部	0人	0人
合 計	1人	0人

### (2) 臨時職員の賃金

区分	日額単価
臨時事務員	5,960 円
臨時技術員	6,800 円
臨時労務員	6,380 円

### (3) 臨時職員の任用に係る経費(一般会計)

区分	金 額	月平均雇用人数
平成 17 年度決算	千円	人/月
	2,546	1.7
平成 18 年度予算	千円	人/月
	911	0.6

(注) 月平均雇用人数は、金額(決算及び予算)を日額単価×20日(月平均勤務日数)で除した数値です。